

経営継続補助金による作業用車両等(軽トラックなど)の導入について

導入の条件

作業用車両等(軽トラックなど)を導入するためには、必ず以下の①+②(いずれかでも可)の取組みを併せて行うことが必要です(補助対象経費の1/6以上)。

作業用車両等のみでは補助対象とはなりません。

①接触機会を減らす生産・販売への転換

- ・作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入
(例)自動選別機、フォークリフト、定植機、収穫機、農薬散布用ドローン、生分解性マルチ、分娩監視システム、餌寄せロボット等
- ・人と人との接触を削減できる販売方法の導入
(例)ネットでの販売、野菜自動販売機等

②感染時の業務継続体制の構築

- ・感染拡大時に経営を継続するための体制づくり
(例)Web会議、オンライン栽培講習の実施など

軽トラックの申請例

- ・軽トラックと①+②の総支出額が133.4万円以上の場合は、①+②の取組みが22.3万円以上必要です。
⇒この場合の補助金交付額は、上限の100万円となります。
- ・総支出額が133.3万円以下の場合は、総支出額の1/6以上の額を①+②に充てる必要があります。
⇒この場合の補助金交付額は、総支出額の3/4となります。

要件等は裏面注意事項をご確認ください。

問い合わせ先

- 九州農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 (TEL 096-300-6319)
- 各農業協同組合
- (一社)熊本県農業法人協会 (TEL 096-381-4888)
- くまもと農業経営相談所 (TEL 096-384-3333 熊本県農業会議内)

注意事項

【申請に際して必要な書類は？】

- ・作業用車両等を購入する場合は、経営継続補助金に係る申請書（様式 1-1）等の書類に加えて、車両購入の理由書（様式 5）を提出する必要があります。

【補助対象となる作業用車両の要件は？】

- ①適正な管理のため車体に本補助金の名称（「令和 2 年度経営継続補助金」）を明示すること。
- ②運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること。
- ③保管場所が事業所（個人の場合は自宅等）となっていること。
- ④当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること。

※業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は補助の対象外となります。

なお、作業用車両、移動販売車両で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠償保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外です。

【中古車両導入時の注意点は？】

- ①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が 2 年以上のものであること。
- ②申請にあたっては、見積書又は価格の妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格が分かるインターネット上の情報等）が整備されていること。（整備されていない場合は、補助対象経費として認められません。）
- ③購入品の故障や不具合等により経営計画書の取組への使用ができなかった場合には、補助金の対象にできません。

【作業用車両等を購入する際に「サポカー補助金」を活用することはできるか？】

- ・車両本体に安全サポートやペダル踏み間違い急発進抑制装置が標準装備されている場合には、サポカー補助金を受領すると「本事業以外の国が助成する事業を受けている場合」に該当し、経営継続補助金の補助対象となりませんので、ご注意ください。
- ・安全運転に係る装置がオプションであり、車両本体と明確に区分できる場合、車両本体部分については経営継続補助金を活用しつつ、オプション部分について「サポカー補助金」を活用することは可能と考えられます。

【自動車ローンを組んだり、融資を受けて購入する作業用車両等は、補助対象になるか？】

- ・農林漁業者が事業費の全額を支払った領収書等の証明書類があり、農林漁業者が所有しているのであれば、補助金の交付を受けることができますが、それらの機械等の購入に充てることを前提として金融機関から借入れを行っている場合は、補助金が振り込まれたら速やかに繰上返済する必要があります。（速やかに返済しない場合は、補助金の目的外使用に該当する可能性があります。）